

企業保育の問題性と 国の責任

(エデュ・ケア 21 に寄稿)

2015年1月1日
共励保育園
理事長 長田安司

企業保育の問題性と国の責任

社会福祉法人同志舎 共励保育園理事 長

長田 安司

企業保育の問題性1

二〇一四年八月、大阪と東京の会場で船井総研の「小規模保育公募必勝大公開セミナー」が開催された。インターネット上の勧誘広告には次のような内容が記されていた。

1. 国としても来年度以降加速的に増やす意志がある。

2. 自治体としても国の意志だけでなく待機児童解消のために積極的に活用したい。

3. 事業者としても経営的にメリットが大きい。

「保育園ビジネスは時代の要請！待機児童五万人！潜在待機児童八十五万！」。小規模保育は経営の安定性が高い。年間収入約三、三〇〇万円（月收入…約二七五万円）

そのセミナー広告は、小規模保育・ビジネス参入チャンスの理由を次のように伝える。

そして、「小規模保育は来年度以降益々増加する」と結論づけ、「当社のセミナーに参加し、自治体の公募で「小規模保育」で運営事業者に出されるための公募・ブローカーザルノウハウを学び、このチャンスをおたのなものにしてください、」と誘い込む。

この広告の対象は、企業、幼稚園・保育園を運営している法人、無認可保育施設を運営し

ていてうまくいっていない事業者、保育には全く関係のない資産の運用先を探している人などである。誰でもいいのだ。

同時に、船井総研は「保育園開業・集客完全マニュアル」を販売している。

「保育園開業・集客完全マニュアル」でああなたの夢が実現します！とのキャッチフレーズの後に、次のような項目が並んだ。

○ 個人でも参入しやすい業界で、資本力がなくても可能！

○ リスクが少なく、安定した収入が見込まれる！

○ 運営を園長に任せ、オーナーは月数回顔を出すだけで経営可能！

○ 地域密着型なので、広告費をあまりかける必要がない！

○ 立地が良ければ高値で保育

園を売却できる！500万円
〜数千円

○ 保育園事業参入の大きなビジネスチャンスが到来した！

小規模保育園は、ビジネスとして、労せずして利益を得る構造になっている。二園つくれば経営者の利益は月一五〇〜二〇〇万円ぐらいになる。オーストラリアにコンドミニアムを買って、月の半分はオーストラリア、半分は経理業務と保育園回りをしている優雅な生活をしているオーナーもいる、などと煽る。

マニュアルには、子供の発達や子供の心に配慮するような記述は一行も見あたらない。

「より良い『教育』を実践している園が増えるにつれて、託児所の役割は終わりました。」と記述されているが、その「より良い教育」とは何かと読み進めると、結局モンテッソーリやシュタイナーなどのブランド教育、

そして体操指導など、親の気をひくプログラムを導入すれば何とかかなりますよという安易な内容である。効果ある集客には、イベントを多用し、それらは外部の講師を活用すれば簡単に行えるなど、保育について全くの素人でも参入できる術を事細かに説明している。それでも迷うような人には、丁寧なコンサルタントが用意されていて、心配なく事業参入ができると説く。

企業保育の問題性2

「死を招いた保育」の著者である猪熊弘子氏は、月刊「ちいさいなかま」二〇一三年十二月号（ちいさいなかま社）「保育が『ビジネス』になったとき」③で自治体から補助が出ている認証保育所の現状を伝えている。

その認証保育所では20名程度の子供たちに加え一時預かりの子供をあずかっているのだ

が、毎月の生活費（ティッシュペーパーやトイレットペーパーなどの消耗品を購入する費用）としてたった三万円しか支給されておらず、「三万円では足りない」と何度親会社に訴えても3万円以上のお金は下りてこなかったという。結局どうしても足りなくなった分は、保育士が自宅からティッシュやトイレットペーパーなどを持ってきて、ときにはみんなで自腹を切つて子供たちのおやつを購入することすらあったとのことだ。やがて、その保育士は心を病んでいったという。

これと同じ話を、八王子市の認証保育所に努めていた保育士から聞いたことがある。施設長におもちゃを買って欲しいとお願いしても、「今月は赤字だからだめ」と断られたとの事。

建設業者のゼネコンがある金額で建物の建設を落札すると、まず本社がその落札金額から儲けを引き抜いて、確保した

後の額を予算として現場監督に渡すらしい。引き抜かれた金額でその建物を建てようとするとかかなり厳しいものになる。すると、結局は手抜き工事を誘発することになる。そんな関係が企業経営の保育所にもあるのだろうか。

大手保育企業が受託運営をしている、ある有名な事業所内保育所に勤めていた保育士から、その実情を聞いたことがある。保育士が足りなくて、補充して欲しいと施設長が頼んでも、本部からは「これで契約しているの、それ以上は対応できない」との回答。現場の大変さに対応してくれるようなことは全くしてくれなかったそうだ。

その保育所の1歳児クラスでは次のような状況だという。

○しゃべらない子がたくさんいる。

○いつも同じ場所の壁沿いに座って、下唇を噛んでいる子がいて、経験の浅い先輩保育士は「あの子はおとなしいから平気よ！」と言う。

○トイレに行くのは一日に一回。オムツはパンパンに膨らむまで交換しない。「あ、この子はまだ大丈夫！」という。

○お昼寝は全て保育士が着替えさせてしまう。だから子供たちは着替えようとしにくい。

○園庭がないので近くの公園で遊びたいが、不労者が寝ているので遊べない。大きい子だけが遠くの公園まで行く。

○保護者会には、本部から部長が来て説明するが、「あんな保育はやっていないのに！」と保育士は思っている。

○子供が泣くのでオンブすると、施設長からオンブしな

いで！と指導された。「無理です！」と行ってオンブしたが、オンブヒモは、今にもヒモが切れそうで、おぶっついていてもヒモの間から子供を落としてしまいそうな代物だった。

○ほとんどの親が〇歳児の親子。なので、知識が全くない様

親も知らない、保育士も知らないから、あんな保育が成り立つのだと、その保育士は怒りを込めて話を閉じた。

企業保育の問題性3

保育の質に関する心配は、無認可施設や事業所内保育所ばかりではない。認可保育所においてすら心配な状況が伺われる。

二〇一三年の八月に共産党横浜市議団が「決算資料からみ

えてきた株式会社立の認可保育園での保育所運営費使途の問題点について」と題し、横浜市の企業保育所の実態を報告するための記者会見を開いた。公表された資料には次のような内容が記されていた。

「企業の認可保育所の人件費比率は、平均で五三・二％。社会福祉法人立の七割に留まっている」の記述の後に、次のような株式会社別の保育園数と人件費比率一覧表が掲載されていた。

	2010年度	2011年度
株式会社平均	53.0%	53.2%
社会福祉法人平均	71.9%	70.7%

株式会社運営による認可保育所の人件費比率の平均と社会福祉法人との比較

	2010年度		2011年度	
	園数	比率	園数	比率
A	15園	42.2%	17園	45.0%
B	10園	49.0%	11園	49.1%
C	7園	43.4%	9園	42.8%
D	4園	60.1%	4園	61.5%
E	4園	59.0%	4園	56.3%
F	3園	59.4%	3園	62.5%
G	3園	53.6%	4園	62.3%

横浜市の株式会社運営による認可保育所の会社別人件費比率（派遣保育士・業務委託休職調理員の人件費は除く）

横浜市では社会福祉法人立の認可保育所の人件費比率が七〇・七％で、これは一般の社会福祉法人立の認可保育所より低いようだ。東京都の保育園の中では人件費比率が八〇％を超えるところもあるが、一般的には七五〜七八％程度が標準だろう。経験からだが、保育の質を維持するにはそれ位の人件費は必要だと思う。

横浜市の数値は、社会福祉法人立の認可保育所においても

保育士の人件費が相当抑えられているのではないかということを示している。

それにしても、企業運営の保育所の人件費比率が四二・八％とか、四五・〇％というのは、正直驚いた。いったいいくら保育士に給料を支払っているのだろうか。資料には、「一人平均二〇〇万円、ボーナスも一人平均一九万円から三〇万円と世間相場と大きくかけ離れた額となっている」と記している。

先ほどの船井総研のマニュアルのQ&Aには、保育士の待遇をよくしたため、経営を圧迫してしまった例が記されている。

常勤保育士二人の給与を二五万円、二〇万円、資格手当で五千元パート時給九〇〇円、保育士シフト常時五人以上体制と設定してしまった園で、保育料収入の全てが人件費で消え、家賃、光熱費、社会保険

保育料収入の全てが人件費で消え、家賃、光熱費、社会保険料、給食費はすべて持ち出し、経営者利益はゼロだった。結果として経営が傾き、保育士給与を一八万円、一六万円、資格

手当で園長のみ三〇〇〇円、

ハート時給八〇〇円、常駐保育士最大四名にし、苦勞しながら危機に対応しているとのことだ。

小規模保育所に勤める保育士の給料は、極めて低く抑えられるだろうことが推察されるし、利益をださなければならぬ企業保育所の現実を示しているようだ。

さて、公表された決算書を見てみると、横浜市の補助が四、〇五二万円。経理区分間繰入金支出として、本部に繰り入れられたお金が三、四七五万円となっている。せつかく横浜市が子供たちのために補助しているのに、その補助の、何と約八六％が子供たちに使われず、本

部の経営方針に従って他の保育所の新設資金に回されているということだ。加えて株主配当は二・七億円である。このお金はどこから出てくるのだろうか。

二〇一三年五月二〇日、林

横浜市長の待機児童ゼロ達成を礼賛する番組として組まれたBSフジ・プライムニュースに、社会福祉法人の認可保育所を運営する者として出演させていだいた際、企業保育所が出す配当と国の二九九号通知の問題について林市長に質問をさせていただいた。林市長は、「株式会社だから配当を出すのは当たり前のこと」と答えた。

そこで、認可保育園の運営費は国の二九九号通知によって厳しく制限されている実情を説明した。つまり、保育所に入ってくる運営費は、特別な条件が満たされる以外は保育のためにしか使用してはいけないのだ。反町アナウンサーはそれを取り上げてくれ、林市長に突っ込む

ように質問してくれたが、林市長は「その問題は宿題にさせていただきます」と返答し、逃げてしまった。

東京都福祉保健局指導監査

部へ確認してみたが、二九九号通知の制限は、株式会社だろうが、社会福祉法人だろうが、運営主体の違いに関わらず、どの認可保育園にも適用されることだ。では、どうして配当が許されているのか？問い合わせた都指導監査部の担当官自身も二九九号通知と配当の間に存在する矛盾については、明確に答えられなかった。

ただでさえ不十分な国基準であるのに、その不十分な国基準からどうやって配当に回せるようなお金が生み出せるのか。結局その矛盾からは、子供たちや職員への処遇の低下という答えが導き出されるのだ。これが企業保育所の実態と本質である。営利を求めて活動する企業

が保育事業に参入するということは、子供や保育士の処遇を切り下げて、そこから利益を生み出すということであると言える。

規制改革会議と

国の規制緩和策

かつて政府に、保育の企業参入を強力に働きかけ、二〇〇〇年にそれを実現させた規制改革会議の八代尚宏委員（当時）は読売新聞記事「保育園民間参入解禁から一年半 制度活用も」と「認可」まだ少数」（二〇一〇年一月二日）で次のように語っている。

「非営利だが高コストの保育園と、同じサービスを合理的に供給する企業と、どちらが得だろうか。企業努力で適正な利潤を生み、競争することで質の高い保育園を増やしていくことに意義がある。」

この八代氏の主張の真偽

は、これまで述べてきた企業保育所の質の低い保育によつて示されている。八代氏はときどき数字やデータを操作する。八代氏は、当時のフジテレビ報道二〇〇一の医療問題を取り上げた番組で、櫻井医師会副会長（当時）に、意図的に隠したデータがあることを指摘されていた。

更にこの企業保育の問題をこじらせようとしているのが「待機児解消先取りプロジェクト」である。そこで進められているのは、無認可保育所への補助であつたり、保育士の半数は無資格でよいとした小規模保育所の認可など、企業が参入するには障壁となる最低基準を更に下げる施策である。

日本の保育は、少なくとも国の定めた最低基準が、その質を支える最後の砦のようなものとなつていた。その砦は難なく壊されてしまった。すでに、東京では認証保育所で国の最低基準を切り下げている。横浜保育室も同じだ。国の担当者は、後

を追うように自ら定めた大切な最低基準を切り下げてきた。園庭のない保育所を認可し、給食設備もいらない。全て常勤保育士で対応しなければならぬとしてきたこれまでの基準は、パートや派遣で数合わせすればよしとする。更には待機児童対策で、定員の二五%もオーバーすることを許している。これでは保育の質が守れるはずがない。こうした国の対応に、毎日新聞「記者の目」で山崎友記子氏は、「いくら待機児童対策でも禁じ手だ」（二〇一一。七。二二）と憤りを表していた。

トヨタ自動車のブレーキの問題で追求された豊田彰男社長は、アメリカの議会で「私は創業者の孫であり、全てのトヨタ車に私の名前がついています。私にとつて車が傷つくことは私自身が傷つくことです。」と証言し、涙ながらに訴えた。

最低基準を切り崩してしま

い、日本の保育を傷つけてきた規制改革会議委員や国の保育施策担当者には、相当な責任が追求されなければならないのだからと私は考える。

二〇一五年一月一日

社会福祉法人同志舎
共励保育園
理事長 長田安司